

平成 13 (2001) 年 2 月 27 日 衆議院環境委員会議事録から抜粋

鮫島委員とは民主党鮫島宗明議員、佐藤政府参考人とは佐藤準農村振興局長

○鮫島委員

次に、諫早湾干拓事業の問題点に移ります。

先週から有明全体のノリの不作をめぐって千人以上の漁民の方々が抗議のデモに押しかけて、三月一日には農林水産省に三百人近い地元の方々が抗議に来るといふふうに聞いておりますけれども、機動隊が出たり、大分現地は騒がしくなっているようですけれども、この事業そのものでアセスメントが十分だったかどうかという観点からお伺いしたいと思います。

私もいろいろな資料をこの間取り寄せたのですが、農林水産省は今度の行政改革の中で一番変わらなかった省庁だと言われていますが、外から対応している限り、どうも一番変わったのが農林水産省ではないかなという気がします。

この諫早湾干拓事業計画のアセスメントの資料をもらうのにも、一括はだめだということで何度にも小分けにしてもらわなければもらえない。こういう何でもない公開資料をもらうのも、田中副大臣が関与しているのかどうか知りませんが、いわば政治の方から役所に入っていった方々の決裁をとらなければいかぬというので、大変資料が出にくくなってまして、これはむしろ政治主導というよりも政党干渉で、行政の中立性、公平性が失われ始めてきているのではないかというのが資料請求の経緯の中で大変強く感じたところでございます。

このアセスメントの資料をもらったのですが、最後まで出てこないのが、これをやった委員のリストが出てこないのです。大分何度もせつきましたら最後に出てきたのですが、委員長がだれかがわからないのです。いわゆる諫早湾の環境アセスと言われている諫早湾干拓事業計画に係る環境影響評価書、昭和六十一年と、そして平成三年に追加アセスをやった、これが一冊にまとめられているわけですが、この委員の名簿はわかりますけれども、委員長さんはどなただったのでしょうか。その委員長さんの御専門がわかれば。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のように、六十一年と、それから平成三年に変更の、干拓事業計画に係る環境影響評価書を作成しております。

当初の環境影響評価書の作成の委員長ということにつきましては、九州大学の藤川武信名誉教授を委員長としております。また、一部変更の環境影響評価書の作成に当たりましては、東京大学の志村博康教授に委員長をしていただいております。

この委員長の選び方というようなことにつきましては、これは委員会の中で委員のそれぞれの互選というような形で決められております。

また、御質問の専門分野でございますけれども、九州大学の藤川教授におかれましては土質工学、それから、東京大学の志村教授におかれましては水理学というふうに承知しております。

○鮫島委員 このアセスメントを一読すると、土木工学的な評価は大変精密、綿密、あるいは流れがどう変わるかというようなことについては精密なアセスが行われていますけれども、生物学的な視点が大変弱くて、具体的にどうなっているかという、ほとんど大体、生物、特に水産生物に関してのアセスが内容的に行われておりません。

例えば、工事中の影響はどうかということについては、濁りによる多少の影響がノリの養殖に出るかもしれない、特に幼芽の生育期、つまりノリが伸び始める最初の時期に多少の影響が出るかもしれませんが、三行しか書いてないんですね、工事中の影響、水産との関係でいえば。

それから、設置及び供用時の影響ということに関しては、貝類については、「潮受堤防の設置及び調整池の供用が諫早湾内の貝類には多少の影響を及ぼすものの、他の有明海の貝類にはほとんど影響を及ぼすことはないものと考えられる。」というふうになっています。

また、ノリの養殖については、もちろん堤防の中ではできないわけですが、「他の有明海ののり漁場については、潮流速等の環境変化がほとんどみられないので、ノリの生育や生産などに影響を及ぼすことはないものと考えられる。」というふうに、諫早湾の干拓事業を行っても、潮受け堤防の内側ではもちろん大きな環境変化がありますけれども、潮受け堤防の外側では大きな環境変化はなくて、貝の生産にもノリの養殖にも影響がないということが、多少の影響があるという表現はありますけれども、大筋で言って、深刻な影響あるいは大きな影響はないというのがこのアセスメントの結論です。

ところが、その実態は、既に皆様御承知のように、例えばタイラギという平べったい貝がありますけれども、平成二年には諫早湾で三千六百八十六トンとれていました。それが平成五年になって、これは大分工事が始まってからですが、六十七トンというふうに激減しまして、ついに平成六年からはタイラギの水揚げがゼロというのが今日まで続いているわけです。ほとんど影響ないと言いながら、タイラギが全くなってしまった。潜水器漁業という、潜水具をつけた漁業というのはついに諫早湾からなくなってしまった。

それから、ノリの養殖については、ほとんど影響がないというふうなアセスになっていますけれども、御承知のように、平成十一年度は前年比で六割弱という生産量になってしまいまして、色落ちの問題が大変広く有明海全体に出て、それが漁民の怒りとなって具体的な行動につながっているわけです。

こういう、特に生物学的な分野について極めてずさんなアセスメントが行われっ放しになっているわけですが、環境省の新たな設置法四条二十一項で、環境省の業務の中に、アセスメントを審査するというのが今度加えられたと思いますけれども、これは、過去の

アセスについて遡及して審査するというのは難しいんでしょうね。ちょっとそれだけ。